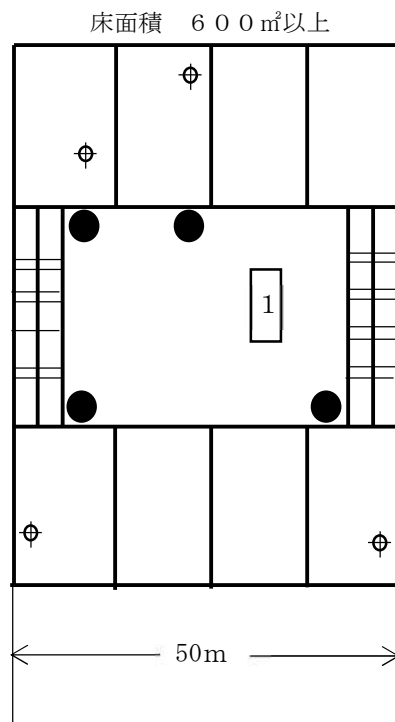


基準 2 5 ガス漏れ火災警報設備の設置および維持に関する基準

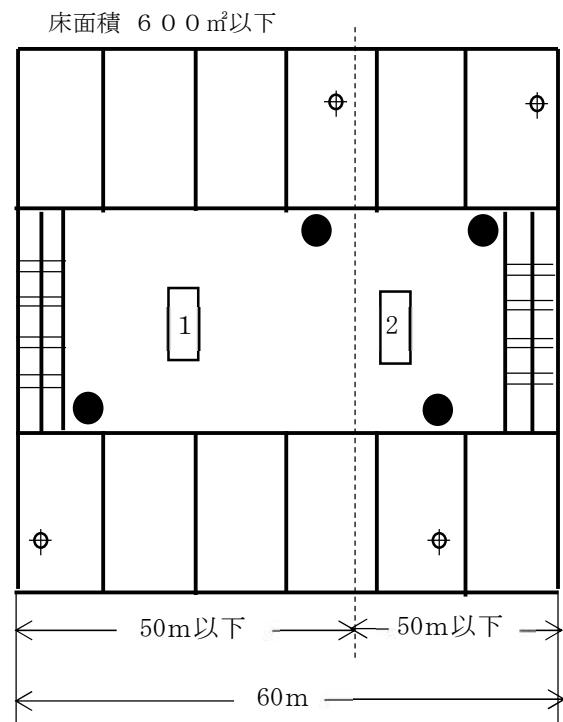
第 1 法令等に定める技術上の基準によるほか、次に定めるところによる。

- 1 規則第 2 4 条の 2 の 2 第 3 項に規定する「可燃性天然ガスが滞留するおそれのない場所」とは、温泉採取設備が設けられた室が 2 面以上開放されている場合をいう。
- 2 警戒区域の設定は、次によること。
 - (1) 警戒区域の 1 辺の長さは、5 0 m 以下とすること。
 - (2) 原則として、通路または地下道に面する室、店舗等を 1 の警戒区域に含まれるように設定すること。
 - (3) 燃焼器等（ガス燃焼機器および当該機器が接続される末端のガス栓をいう。以下この基準において同じ。）の設置されていない室、店舗、通路、地下道等の面積も警戒区域に含めること。
 - (4) 前各号によるほか、次の例によること。
 - ア 一般的な警戒区域の設定は、第 2 5 - 1 図および第 2 5 - 2 図の例によること。

第 2 5 - 1 図



第 2 5 - 2 図



凡例

⊕ 燃焼器

● ガス漏れ表示灯

1 警戒区域番号

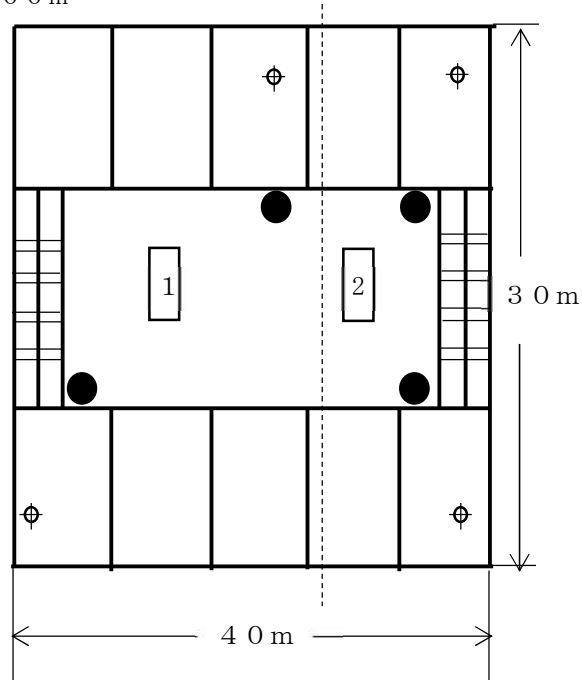
----- 警戒区域境界線

(以下この基準の図中において同じ。)

イ 通路の中央からガス漏れ表示灯（以下「表示灯」という。）を容易に見通すことができる場合は、1 の警戒区域の面積を 1, 0 0 0 m^2 以下とすることができる（第 2 5 - 3 図参照）。

第 2 5 - 3 図

床面積 1、2 0 0 m^2

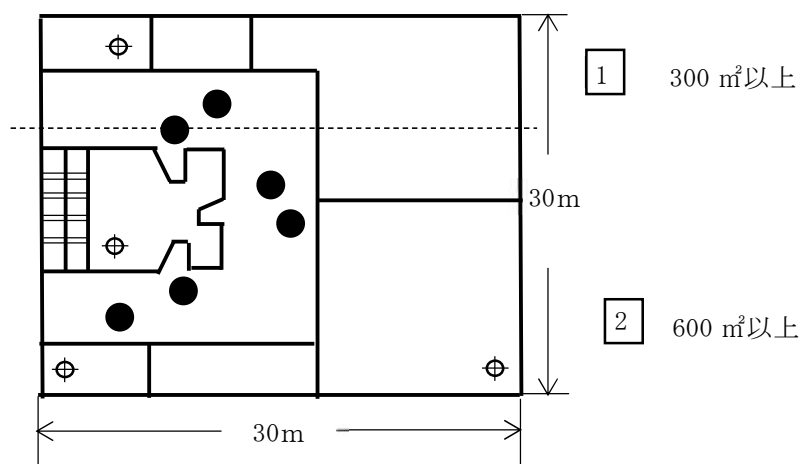


（注）1, 0 0 0 m^2 と 200 m^2 に
分割することができる

ウ 通路の中央から表示灯を容易に見通すことができない場合は、1 の警戒区域の面積を 6 0 0 m^2 以下とすること。また、表示灯は、通路に面する各出入口に設けること（第 2 5 - 4 図参照）。

第 2 5 - 4 図

床面積 9 0 0 m^2

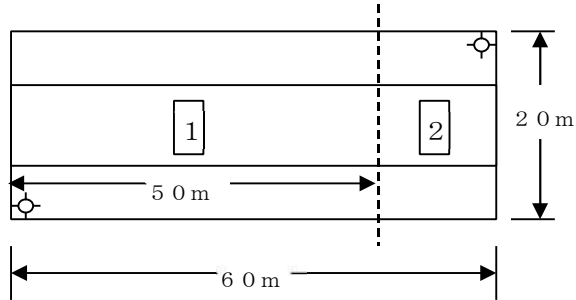


エ 区画されていない大規模な室の場合は、一辺の最大長を 5 0 m 以下とし、かつ、1 の警戒区域の面積を 1, 0 0 0 m² 以下とすることができる。

なお、警戒区域一覧図が容易に識別できるよう、境界線は直線状に設けること（第 2 5 - 5 図、第 2 5 - 6 図参照）。

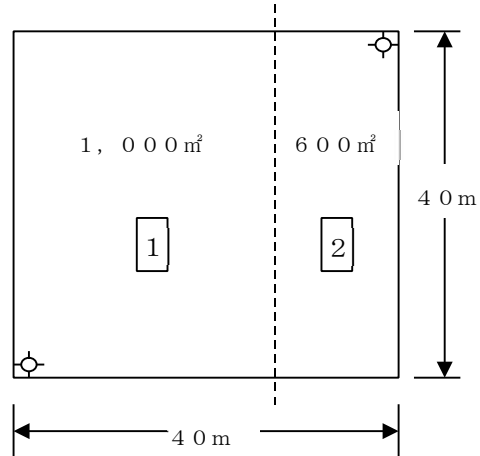
第 2 5 - 5 図

床面積 1, 2 0 0 m²



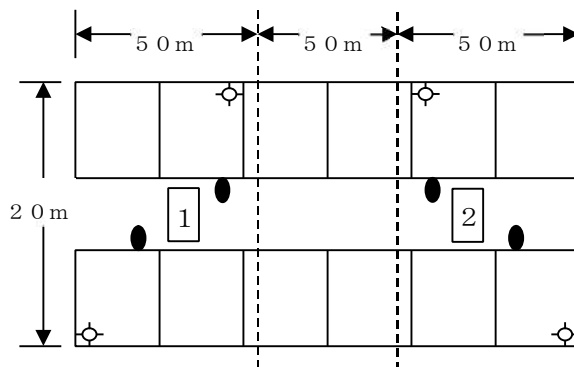
第 2 5 - 6 図

床面積 1, 6 0 0 m²

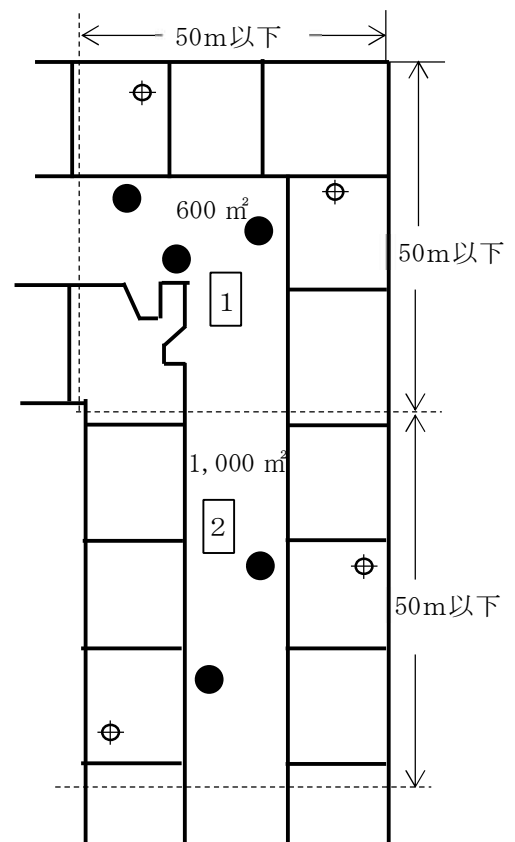


オ その他第 2 5 - 7 図から第 2 5 - 9 図の例により設けること。

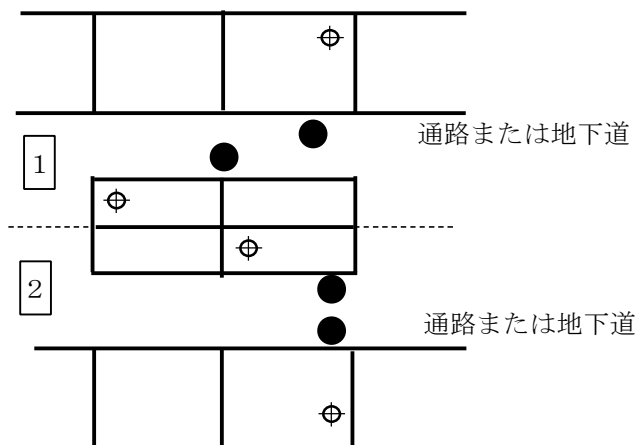
第 2 5 - 7 図



第 2 5 - 8 図



第 2 5 - 9 図



- (5) 貫通部の警戒区域は、燃焼器等の警戒区域とは別とすること。ただし、貫通部に燃焼器等が接近して存する場合において、1 のガス漏れ検知器（以下「検知器」という。）を設けることで規則第 2 4 条の 2 の 3 第 1 項第 1 号の規定に適合するときは、警戒区域を同一のものとすることができる。

この場合、受信機の表示窓には、貫通部および燃焼器等の設置場所のそれぞれを表示すること。

- (6) 貫通部が 2 以上接近して存する場合において、1 の検知器を設けることで規則第 2 4 条の 2 の 3 第 1 項第 1 号の規定に適合するときは、警戒区域を同一のものとすることができる。

3 受信機は、基準 2 4、第 2 の規定の例により設けること。

4 検知器の設置は、次によること。

- (1) 規則第 2 4 条の 2 の 3 第 1 項第 1 号イ ㉠およびロ ㉡の規定する水平距離は、次によること。

ア 単一バーナーの燃焼器は、バーナー部分の中心からの距離とする。

イ 複数のバーナーを有するガス燃焼器は、各バーナー部分の中心からの距離とする。

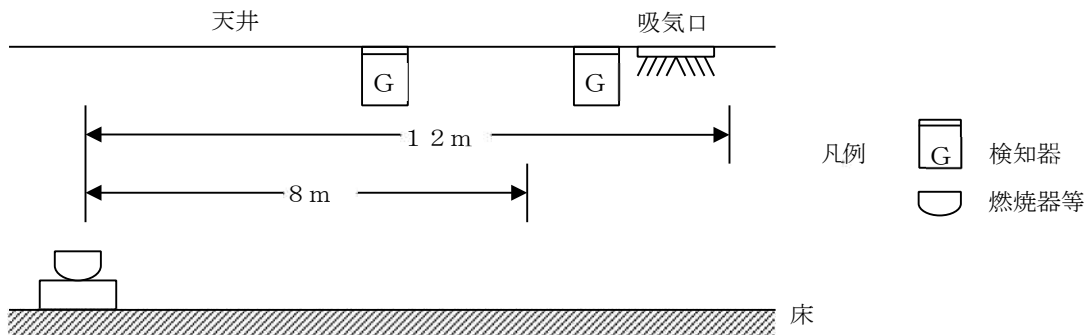
ウ ガス栓は、ガス栓の中心からの距離とする。

エ 貫通部は、外壁の室内に面するガス配管の中心からの距離とする。

- (2) 検知対象ガスの空気に対する比重が 1 未満の場合で、燃焼器等のある室の天井面の付近に吸気口があるときは、次により設けること。

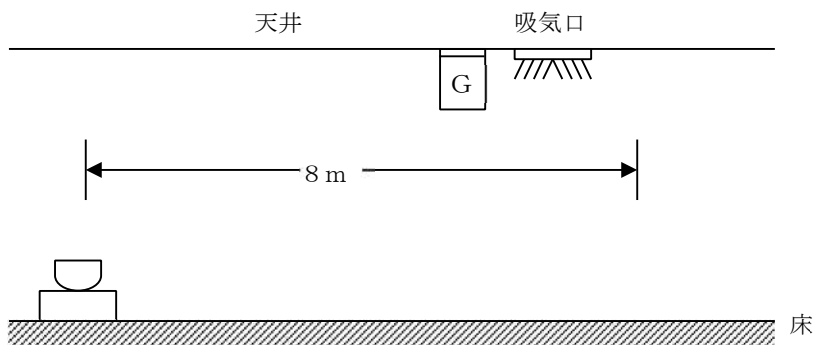
ア 燃焼器等から水平距離が 8 m を超え 1 2 m 以内に吸気口がある場合は、8 m 以内の天井面に設けるほか、当該吸気口付近にも設けること（第 2 5 - 1 0 図参照）。

第 2 5 - 1 0 図



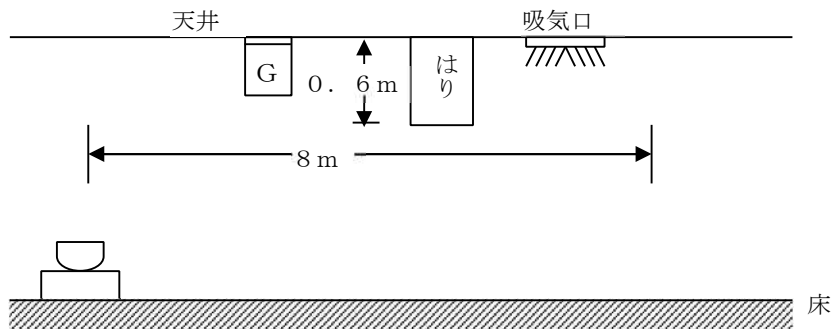
イ 燃焼器から水平距離 8 m 以内に吸気口がある場合は、当該吸気口付近に設けることができる（第 2 5 - 1 1 図参照）。

第 2 5 - 1 1 図



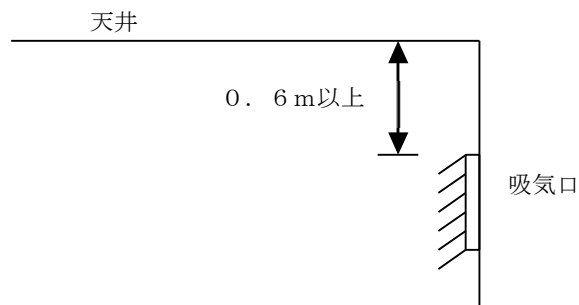
ウ 吸気口が 0.6 m 以上突き出したはり等により燃焼器などから区画されている場合は、当該吸気口付近に設けないことができる（第 2 5 - 1 2 図参照）。

第 2 5 - 1 2 図



エ 吸気口が天井面より 0.6 m 以上下がった位置にある場合は、当該吸気口付近に設けないことができる（第 2 5 - 1 3 図参照）。

第 2 5 - 1 3 図

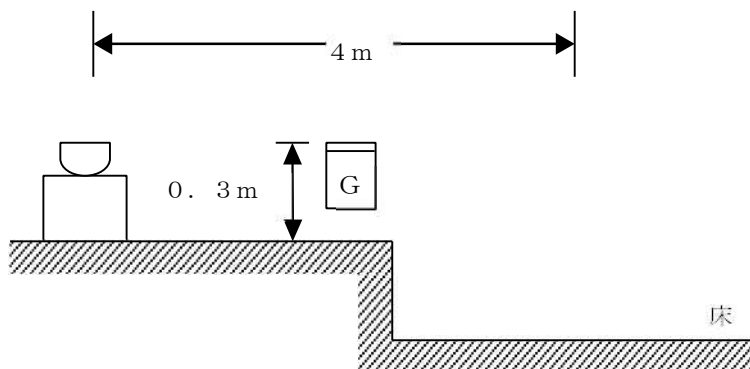


オ アおよびイにより吸気口付近に設ける場合は、吸気口から 1.5 m 以内で、かつ、燃焼器等から漏れたガスを有効に検知できる方向に設けること。

(3) 検知対象ガスの空気に対する比重が 1 を超える場合は、次によること。

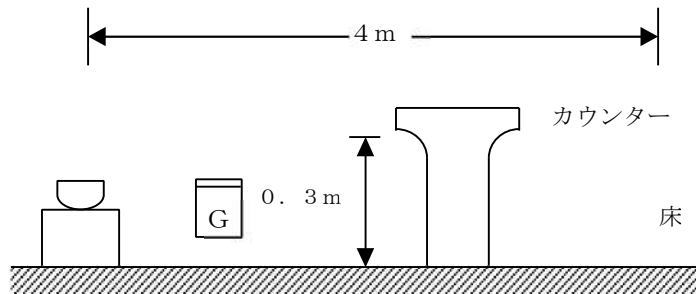
ア 床面に段差がある場合は、燃焼器等または貫通部の設けられている側に設けること（第 2 5 - 1 4 図参照）。

第 2 5 - 1 4 図



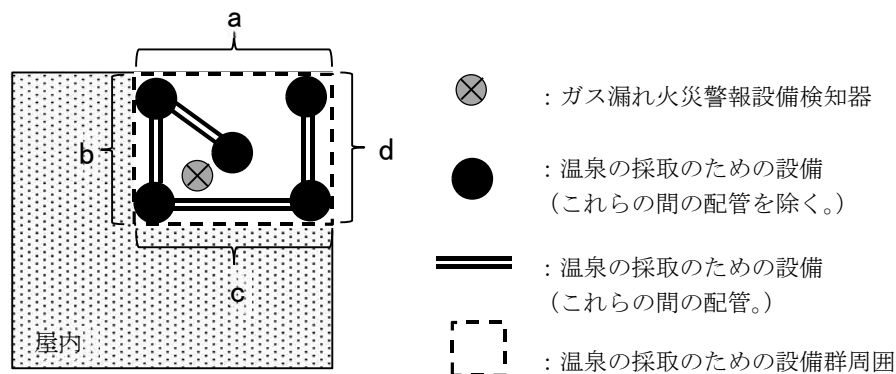
イ 燃焼器等または貫通部から水平距離 4 m 以内に床面から 0.3 m を超えるカウンター等がある場合は、燃焼器等または貫通部側に設けること（第 2 5 - 1 5 図参照）。

第 2 5 - 1 5 図



(4) 温泉採取設備に検知器を設けるときは、第 2 5 - 1 6 図の例により設けること。

第 2 5 - 1 6 図



$$10\text{m} \geq a + b + c + d > 0\text{m}$$

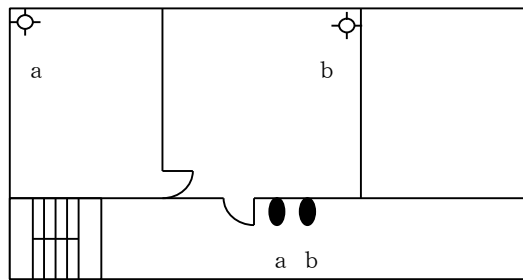
5 中継器は、基準 2 4、第 6 の規定の例によるほか、各種表示灯を有するものは、点灯状況が容易に視認できる位置に設けること。

6 音声警報装置は、基準 2 8、第 1、第 2 項の規定の例により設けること。

7 表示灯は、次によること。

- (1) 検知器の作動と連動すること。
- (2) 直近に表示灯である旨を表示すること。
- (3) 表示灯は、通路に面する出入口に設けること（第 2 5 - 1 7 図参照）。

第 2 5 - 1 7 図



8 検知区域警報装置は、次によること。

- (1) 検知器の作動と連動すること。
- (2) 検知区域内に設けること。
- (3) 直近に検知区域警報装置である旨を表示すること。ただし、検知器に警報装置を有する場合は、この限りでない。☆
- (4) 警報音は他の警報音、騒音等と明らかに区別できること。

9 非常電源は、基準 3 7 によるほか、受信機の予備電源の容量が必要とする非常電源容量以上であり、かつ、予備電源の配線が規則第 1 2 条第 1 項第 4 号ニに規定する配線（予備電源が内蔵されているものは除く。）のものは、当該予備電源を非常電源とすることができる。

第 2 特例適用の運用基準

令第 3 2 条の規定を適用する場合の基準は、次に定めるところによる。

1 規則第 2 4 条の 2 の 3 第 1 項第 4 号イのただし書を適用する場合は、基準 2 8、第 1、第 2 項の規定によること。

2 次に掲げる場所は、ガス漏れ火災警報設備を設置しないことができる。

- (1) カートリッジ式ガスボンベを内蔵する燃焼機器のある場所
- (2) 空気取入れ口が屋内に面していない密閉式バーナーを有する燃焼器のある場所